

新「道の駅むらやま」整備基本計画検討市民会議設置要綱

(目的)

第1条 新「道の駅むらやま」整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、新「道の駅むらやま」整備基本計画検討市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について調査検討及び協議を行う。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか基本計画の策定に際し必要な事項に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業関係団体から推薦された者
- (2) 商工関係団体から推薦された者
- (3) 観光関係団体から推薦された者
- (4) 建設関係団体から推薦された者
- (5) 教育関係団体から推薦された者
- (6) 福祉関係団体から推薦された者
- (7) まちづくり市民団体から推薦された者
- (8) 学識経験者
- (9) 公募により選出された者
- (10) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定による公募の手続きは、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

(会長)

第5条 市民会議に会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

(アドバイザー)

第6条 第3条に規定する委員のほか、市民会議にアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、道の駅の整備に関して先進的、専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 アドバイザーは、専門的見地から道の駅整備に関する助言等を行うものとする。

(会議)

第7条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、まち整備課にて行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。